

簡易公開調達説明書

20周年記念誌作成

令和4年度啓発資料作成について、別添の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により公益財団法人和歌山県人権啓発センターが調達する。

記

- 1 簡易公開調達公告年月日
令和5年1月27日
- 2 簡易公開調達に付する事項
 - (1) 事業年度
2022(令和4)年度
 - (2) 調達業務の名称
20周年記念誌作成
 - (3) 調達業務の内容
別添仕様書のとおり
- 3 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項
下記の条件をすべて満たす事業者
 - (1) 「和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格者名簿」に記載されている者であること。
 - (2) 特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会主催のMUDアドバイザー検定におけるメディア・ユニバーサル・デザインアドバイザー又はMUD教育検定における3級以上を有する従業員を雇用する事業者であること。
 - (3) 和歌山県内に事業所を有する事業者であること。※上記を証明するものとして、和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格者であることを証明する書類の写し、特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会主催MUDアドバイザー検定におけるメディア・ユニバーサル・デザインアドバイザーまたはMUD教育検定における3級以上の資格者の雇用証明書及びそれを有する従業員の資格者証の写しを、3の(1)まで提出すること。但し、今年度に当センターで実施した入札及び簡易公開調達に参加し、この必要書類を既に提出済みの企業については提出不要とする。
- 4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2F
公益財団法人和歌山県人権啓発センター
 - (2) 期間
2023年1月27日(金)から2023年2月16日(木)までの日曜日・祝祭日(以下、「休日」という)を除く日の9:00から17:00まで。
但し、最終日のみ9:00から15:00まで。
- 5 簡易公開調達の見積書の提出(添付書類を含む)の場所及び期間(提出期限)
 - (1) 場所
4の(1)に同じ。
 - (2) 期間(提出期限)

4の(2)に同じ。

6 簡易公開調達の方法に関する事項

- (1) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。
 - ア 所定の見積もりの様式は、見積書(様式)とする。
 - イ 見積書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。
 - ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
 - エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
 - オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名、調達業務の名称及び年月日を表示すること。
- (4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積書の氏名及び調達業務の名称を表示したもの)に密封した見積書を2023年2月16日(木)15時00分までに、公益財団法人和歌山県人権啓発センターへ必着させること。
- (5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。
 - ア 簡易公開調達事務(開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。)の事務を含む。)は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターの複数の職員により行うものとする。
 - イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。
 - ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果(落札者の決定を含む。)については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。
 - エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期(中断を含む。)し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。
 - オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、公益財団法人和歌山県人権啓発センターの事務局長が決定する。

7 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で

3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積者が2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (8) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

8 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、この簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。)は、見積書の提出期限後直ちに、公益財団法人和歌山県人権啓発センターの複数の職員により行うものとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない公益財団法人和歌山県人権啓発センターの職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において公益財団法人和歌山県人権啓発センターは落札者に対して損害賠償その他の何らの責任を負わないものとする。

9 その他

本件に関する事務を担当するところは、次のとおりである。

(1) 名称

公益財団法人和歌山県人権啓発センター

(2) 所在地

和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2F

郵便番号 640-8319

電話番号 073-435-5420 / FAX番号 073-435-5421

特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会主催
MUD教育検定資格者の雇用証明書

老眼や白内障の中・高齢者や色覚障害の方々にもわかりやすい印刷物、Web、デザイン等を、制作・発注できることを目的としたMUD教育検定において、一定の水準以上の知識・技術を身につけたと認められる受講者に与えられる認定資格メディア・ユニバーサル・デザインアドバイザー又はMUD教育検定3級以上を有する従業員を雇用していることを証します。

2023(令和5)年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

添付書類 従業員の有する資格者証(写)

公益財団法人和歌山県人権啓発センター理事長 あて